

貿易投資相談ニュース

International Business Support Office Monthly
Vol. 191



信金中央金庫

SCB

信金業務支援部 海外業務支援室

今月の 解説

タイの工業団地への
進出状況について

今月の Q&A

- ・広東省以外での来料加工から国内販売へのシフトについて
- ・中国国内への日本産野菜や肉の持込みについて

March, 2011

アジア情報ダイジェスト

中国：大連市、上海市、浙江省および深圳市が最低賃金引上げ

大連市（2月）、上海市、浙江省および深圳市（いずれも3月）が最低賃金の引上げを発表した。大連市が月額1,100元（上昇率22%）、上海市が同1,280元（同14%）、浙江省が同1,310元（同19%）、深圳市が同1,320元（同20%）となり、上昇率が10%超となる引上げが相次いでいる。

インドネシア：景気の好調を示す指標が相次ぐ

インドネシア中央統計局は、2010年の経済指標としてGDP成長率が6.1%であったこと、貿易額が輸出入ともに過去最高であったことを発表した。また、投資調整庁(BKPM)も、2010年の海外からの直接投資額が前年比52%増と過去最高を記録したことを発表するなど、同国経済が金融危機の影響から脱し、好調に推移していることを示す指標が相次いで発表されている。

各国で日本からの輸入品に対して放射性物質検査を実施、特定農産物等の輸入停止も

東北地方太平洋沖地震に起因する原子力発電所事故により、一部農産物等から通常よりも高い放射性物質が検出されている問題で、各国・地域が日本から輸入する農産物・食品等に対する検査体制を強化しているほか、特定品目について日本からの輸入を禁止する国も出てきています。（この記事は3月25日までに入手した情報をもとに作成しており、最新の各国の検査体制や輸入停止の状況は、下記ホームページ等でご確認ください。）

中国国家質量監督検査検疫総局は、3月24日に福島県、茨城県、栃木県、群馬県および千葉県産の乳製品、野菜（およびそれらを使用した商品）、果物、水産品の輸入を禁止すると発表しました。同時に、上記5県を含め、他の地域で生産された農産物についても輸入時の放射性物質濃度等の検査を強化する方針を示しました。

また、香港特別行政区は、3月24日から、3月11日以降に上記5県で生産された牛乳、乳製品飲料、粉ミルク、野菜、果物等について、輸入を禁止すると発表しました。シンガポールも、上記5県に加えて愛媛県にて生産された生鮮食品等について輸入を禁止すると発表しており、今後同様の動きが他国にも広がる可能性があります。

今回の地震発生による各国との貿易取引への影響について、本中金の香港および上海の両駐在員事務所にて随時現地の情報を収集しています。また、ジェトロがウェブサイトの特設ページにて最新の情報を提供しているほか（<http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/>）、緊急災害対策のための国際ビジネスでの貿易実務トラブルに関する相談窓口を設置しています。詳細は、ジェトロ貿易投資相談課（03-3582-5227）もしくは最寄りのジェトロ拠点にお問合せください。

解説

タイの工業団地への進出状況について

最近、中国国内における人件費を初めとする各種コストの上昇などを背景とし、生産拠点展開の見直しの動きが強まる中、あらためてタイが注目されており、タイへの進出にかかる照会が増えている状況です。今回は、タイ国内での進出地域の選定にあたって、重要なポイントとなる(1)日系企業の進出傾向と、(2)投資奨励ゾーンについて解説します。

1. 進出日系企業の傾向

タイに進出する日系企業のうち、自動車やバイクなどの輸送機器関連企業は、バンコクの東から南にかけての地域に多く進出する傾向があります。これは、日系のバイク、自動車産業の多くが、進出にあたり、部品輸入に都合の良い沿海部近くを選んだこと、またタイ政府自体も、特にチョンブリ県からラヨン県にかけてのイースタンシーボード地域における自動車産業育成に力を入れてきたことが挙げられます。

また一方、電子関係はバンコクの北、アユダヤ県方面に多く進出しています。これは、同地域はタイ第2の都市であるアユダヤを擁し、エンジニアなどの人材が比較的豊富であったためと考えられます。それぞれの地域における、主要な工業団地と進出企業は図表1のとおりです。

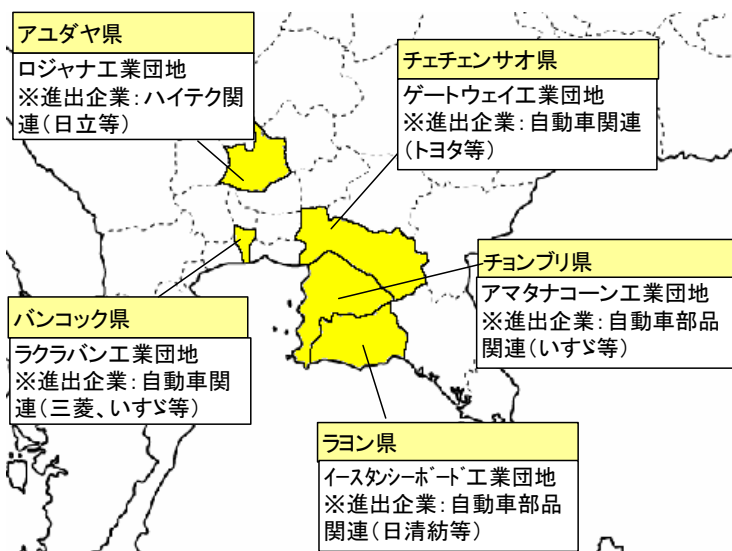
2. 税制面でのメリット（投資奨励ゾーン）

タイにおいては、外国企業のタイへの投資を奨励、促進するとともに、産業の地方分散、地域間の所得格差を解消するという目的のもと、投資奨励ゾーン制が導入されています。これは、タイ全土を3つのゾーンに分け、首都バンコクから離れるに従い、進出企業に税制面などのメリットを厚く与えるものです。具体的な制度内容は、図表2のとおりです。

なお、タイの場合、ASEAN諸国の中でも比較的道路網が充実しているため、バンコクから多少離れても、物流面での支障は比較的少ないと言われています。しかしその反面、人材面に関してみると、特に技術者、管理職などはプライドが高く、首都圏から離れるのを嫌がる傾向があるため、ゾーン3に進出した企業ではそれら技能職、管理職の確保で苦労しているようです。

私ども信金中央金庫では昨年、タイのトップバンクである「バンコック銀行」と業務提携し、信用金庫取引先のお客様の進出を具体的にサポートする体制を構築しました。今後、これらの具体的な情報がお知りになりたい場合や、現地で日本語での金融サービスを希望される場合には、お取引信用金庫を通じてお問合せください。

図表1: 工業団地と主要進出企業



(備考)アセアン HP 等より作成

図表2: 投資奨励ゾーンと恩典内容

ゾーン	法人所得税	機械輸入税
第1ゾーン バンコク首都圏6県	工業団地、工業地域(※1)等に立地する場合のみ3年間免税	原則 税率10%以上のものにつき50%免税
第2ゾーン 首都圏周辺等12県	工業団地等に立地する場合5年間免税。その他地域に立地する場合3年間免税	同上
第3ゾーン その他地域58県 (1) うち36県	全ての地域で①8年間免税。立地場所により、②免税期間終了後5年間は50%減税、③輸送費、電気代、水道代の2倍までを控除、④減価償却やインフラ設置費等の25%を控除の恩典がある(※2)。	免税
(2) 特別地域22県	全て地域で①、②、③、④の恩典を受けることができる。	免税

※1 工業団地はタイ工業団地公社の管理下にあるもの、工業地域は私立の団地でBOIの認可を受けたものを指す。

※2 工業団地等に立地する場合は②・③、その他地域に立地する場合は④の恩典を受けることができる。

※3 重要対象業種の場合、免税による受益は投資金額の70%が上限
(備考)BOI資料より作成

Q & A コーナー

Q：中国国内（広東省以外）に独資法人を有し来料加工を行っており、現在、来料加工から国内販売へのシフトを考えていますが、内販のための企業を別に設立する必要があるでしょうか。

A：広東省型の来料加工「廠」の場合、国内販売に転換するためには別法人を立ち上げる（独資化）必要がありますが、既に設立している現地法人で来料加工を行っている場合は、別法人を作る必要はありません。ただし、保税で輸入した設備などの取扱い、国内販売を開始したあとの運転資金需要の増大と、それに伴う総投資額の変更なども必要になる可能性もあるので注意が必要です。

1. 現地法人の設立について

既に来料加工のための現地法人を有している場合、現地法人の定款において国内販売が可能となっているのであれば、当該現地法人で国内販売のための製造を行うことが可能です。一方、もし業務が来料加工に限定されている場合には、定款の変更をした上で、当該現地法人で国内販売を行うこととなります。

2. 設備について

輸出目的で免税輸入した設備については、原則として5年間の税関監督期間が経過するまでの間の処分、転用は制限されており、5年経過前に転用、処分する場合には、経過期間に応じて税の支払いが発生します。また、来料加工と国内販売用の製造は明確に区別しなくてはならないため、輸出目的で持ち込んだ設備については、転用、処分の手続きがなされるまでは、国内販売用に使用できません。もし来料と国内販売が並存する期間がある場合には、同じ会社であっても例えばフロアを分ける等の対応により、来料と内販の明確な分別が必要となります。保税で持ち込んだ材料についても、国内販売用の材料等とは明確な区別が必要となります。

3. 運転資金について

来料加工は、原材料と製品を保税で出し入れして加工賃のみを支払うため、在庫が発生せず、運転資金需要は限定的ですが、国内販売の場合は自ら在庫を有するため、所要運転資金が増大します。十分な運転資金を確保するためには、総投資額の拡大が必要になるケースも多く、その場合、前掲の国内販売が定款に盛り込まれているかの確認とあわせて、定款変更の手続を行う必要があります。

Q：中国でレストランを展開したいと考えており、野菜や肉については、日本産のものを持ち込みたいと考えています。

A：中国に生鮮野菜を持ち込むことは中国当局による検疫の問題から、また肉についても口蹄疫や狂牛病等の問題から現状では困難です。

中国では検疫が厳しいため、野菜や果物、肉などの食材を持ち込むのが極めて困難な状況です。一方、香港については中国ほど規制が厳しくないため、多くの農産物等を検疫なしで輸出することができます（図表1）。なお、最近では日本の野菜や肉牛を中国国内で育てているケースもありますので、もし味が近い野菜等が中国国内で見つかり、かつそれが安定的に供給できるようなら、代用することも検討すべきかと思われます。

個別の野菜や肉等に関する最新の情報については、植物防疫所または動物検疫所のホームページでご確認ください。

図表1：農産物および肉の中国等への輸出可否
(平成23年3月15日現在)

		中国	香港	
果物	りんご	○注1	○	
	日本梨	○注1	○	
	西洋梨	×	○	
	みかん（温州）	×	○	
	ぶどう	×	○	
	桃	×	○	
野菜	果菜	いちご	×	○
		スイカ	×	○
		トマト	×	○
		ピーマン	×	○
		メロン	×	○
	葉菜	キャベツ	×	○
		ネギ	×	○
		レタス	×	○
	根菜	長芋	×	○
		たまねぎ	×	○
にんじん		×	○	
	わさび	×	○	
その他農産物	米（精米）	○注2	○	
	緑茶（製茶）	○	○	
肉	牛肉	×	○	
	豚肉	×	○	
	鶏肉	×	×	

注1 中国当局から許可証の取得が必要

注2 検疫条件あり

（備考）植物防疫所*、動物検疫所*のHP資料にもとづき作成

*「植物防疫所」、「動物検疫所」は、「今月のことば」を参照

海外投資誘致機関 訪問記

タイ投資委員会 東京事務所
Thailand Board of Investment
Tokyo Office

本号では、自動車産業の集積地として注目されるタイのタイ投資委員会の日本事務所を紹介しします。
なお、当事務所については、Vol. 105 の当訪問記で掲載しましたが、最新の状況も踏まえて改めてご紹介しします。

ータイ投資委員会について教えてください。

タイ投資委員会(以下「BOI」という。)は、タイの投資振興の根幹をなす投資奨励法の実施責任を担当する政府機関です。BOI は、タイ王国の投資政策の策定を行うほか、重要な投資案件の認可なども担当しています。BOI の委員長は首相が、副委員長は工業大臣が務めるほか、経済関係閣僚とタイ工業連盟、主要民間団体等の代表などが委員として参加しています。

BOI は、海外から同国への進出をより容易にするため、2009 年にバンコク市内にワンスタート・ワンストップ投資センター(以下「OSOS」という。)を開設しました。OSOS は、BOI の一部として機能するとともに、進出に関連する政府機関職員を一か所に集め、進出を考える外国企業が、進出に必要な申請や相談を一か所でできる体制をとっています。外国企業にとっては、複数の認可機関を訪ね回る必要がなく、以前と比べ大きく利便性が向上しています。

ータイの生産拠点としての魅力を教えてください。

●地政学的優位性

タイはアジアの中心に位置しており、地政学的に優位な位置にあります。バンコク空港は、シンガポールに匹敵するアジアのハブ空港であり、世界各地へ短時間で移動可能です。

所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-11-3 福田ビルウェスト 8F
電話/FAX	03-3582-1806/03-3589-5176
ホームページ	http://www.boi.go.th/japanese
e-Mail	tyo@boi.go.th
代表	パリエス ピリヤマーサクン 公使

このため、製造業を中心に、タイにアジア地域の統括機能を立地する企業が増加しています。

●自由貿易協定(FTA)の活用

タイは、ASEAN 加盟国と FTA (AFTA, ASEAN 自由貿易地域) を締結しているほか、インド、オーストラリア、ニュージーランド、日本との間でもそれぞれ二国間 FTA を締結しています。また ASEAN 自体も、中国、韓国と FTA を締結しています。このためタイは、FTA を活用することにより、ASEAN 内はもとより、アジア大洋州の主要市場を攻略できる、輸出生産拠点としての魅力が高まっています。

ー中小企業にメッセージをお願いします。

タイは、サポートインダストリー(裾野産業)を担う日本の中小企業の重要性を特に認識しており、小規模のレンタル工場を用意するなどして、日本の中小企業が進出しやすい投資環境を整えております。

BOI でも、こうした日系中小企業の進出の助けとなるよう、日本語のホームページを充実させており、そこではタイにおける投資奨励策はもとより、会社設立手続、税制等の関連法規など、幅広い情報が入手できるようになっています。

日本の中小企業の皆様のタイへの進出について、BOI は全面的に協力しますので、ご検討の際はお気軽にご連絡くださるよう、お願いいたします。



■今月のことば

植物防疫所、動物検疫所

両組織ともに農林水産省の出先機関であり、前者は植物(農産物含む)の輸出入に際し、病害虫の侵入防止のため、検査および消毒等の措置をとる役割を担う。また、後者は動物および畜産物等の輸出入に際し、家畜の伝染性疾病が国内に侵入するのを防ぐため必要な検査等を行っている。

【発行】信金中央金庫

信金業務支援部 海外業務支援室

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

<http://www.scbrj.jp/asia.htm>

TEL 03-5202-7674 FAX 03-3278-7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、当部が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、当部が正確性および完全性を保証するものではありません。

なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。